

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>精神医療センターの清掃業務については、業務受託者が、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、業務委託者が実地又は書面による検査をすることとされている。 しかし、日常業務報告書の検査状況を抽出で確認したところ、実施状況の記載が不完全なものを受領し、検査したとしている日があった。</p> <table border="1" data-bbox="492 741 1210 1062"> <tr> <td>契約の内容</td> <td>精神医療センターの清掃業務</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>98,280,000円</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>清掃実施日</td> <td>平成26年12月19日</td> </tr> <tr> <td>実施状況記載の状況</td> <td>1日に1回実施すべき169箇所の実施欄のうち実施の記載が2欄のみ</td> </tr> </table>	契約の内容	精神医療センターの清掃業務	契約金額	98,280,000円	契約期間	平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで	清掃実施日	平成26年12月19日	実施状況記載の状況	1日に1回実施すべき169箇所の実施欄のうち実施の記載が2欄のみ	<p>契約の履行確認や検査のルール等について、周知徹底を図り適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センターの清掃業務業務別仕様書】</p> <p>10(2) 業務実施報告書の提出等 ア 日常的に実施する業務（以下「日常業務」という。）の報告 業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、甲の業務担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> <p>(3) 業務の再点検及び手直し 乙は、甲から業務上の不備の指摘があったときは、業務を再点検したうえで手直し、従事者の再教育及び交代等の必要な措置を講じ、甲に報告しなければならない。</p> </div>	<p>精神医療センターの清掃業務については、平成28年3月に、清掃業務委託担当職員に対して契約事務に係る契約の履行確認や検査のルールについて周知徹底を図るとともに、清掃業務委託担当職員より清掃業者に対し、日常業務実施報告書を正しく記載するよう指示した。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
契約の内容	精神医療センターの清掃業務												
契約金額	98,280,000円												
契約期間	平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで												
清掃実施日	平成26年12月19日												
実施状況記載の状況	1日に1回実施すべき169箇所の実施欄のうち実施の記載が2欄のみ												

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
地方独立行政 法人 大阪府立病院 機構	<p>呼吸器・アレルギー医療センターの清掃業務について、日々提出が求められる日常業務の実施報告書を週に1回まとめて受けていた。また、定期業務実施報告書についてその提出を受けていなかった。そのため、当該検査が実施されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 667 1092 785"> <tr> <td>契約金額</td> <td>164,160,000円</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>平成26年11月1日から 平成29年10月3日まで</td> </tr> </table> <p>また、呼吸器・アレルギー医療センターの患者案内表示システム及び自動再来受付機物品賃貸借契約において、毎月行う定期点検に係る完了届の提出を受けていなかった。そのため、当該検査が実施されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 1083 1092 1201"> <tr> <td>契約金額</td> <td>31,701,600円</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>平成23年10月1日から 平成27年12月31日まで</td> </tr> </table>	契約金額	164,160,000円	履行期間	平成26年11月1日から 平成29年10月3日まで	契約金額	31,701,600円	履行期間	平成23年10月1日から 平成27年12月31日まで	<p>契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの清掃業務 業務別仕様書】</p> <p>4 (2) 業務実施報告書の提出等</p> <p>ア 日常業務の報告 業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、発注者の施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> <p>イ 定期業務の報告 受注者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した定期業務実施報告書を作成し、発注者の施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの患者案内表示システム及び自動再来受付機 物品賃貸借契約書】 (定期点検)</p> <p>第6条 乙は賃貸借物品の設置完了後、毎月定期点検を行い、常に最良の状態を保ち、又、定期点検完了の都度、定期点検完了届に甲の確認を得て甲に提出するものとする。</p> <p>2 保守点検の結果、不備のある時は、同等の賃貸借物品と交換するものとする。</p>	<p>呼吸器・アレルギー医療センターの清掃業務については、平成27年12月に、清掃業務委託担当職員に対し契約の履行確認や検査のルールについて周知徹底するとともに、清掃業務委託担当職員より、清掃業者に、日常業務実施報告書を日ごとに提出するよう通知した。</p> <p>また、定期業務実施報告書についても同様に、業務完了後速やかに提出するよう通知した。</p> <p>呼吸器・アレルギー医療センターの患者案内表示システム及び自動再来受付機の保守点検業務については、平成28年1月の契約更新時に、情報企画室職員及び機器貸借業者との間で新契約での履行確認や検査のルール等についての周知徹底を図った。</p> <p>なお、新規契約にて機器を更新して、平成28年1月からの保守点検は、年1回以上（障害発生時は随時）としている。</p>
契約金額	164,160,000円										
履行期間	平成26年11月1日から 平成29年10月3日まで										
契約金額	31,701,600円										
履行期間	平成23年10月1日から 平成27年12月31日まで										

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）

金銭管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>精神医療センターでは、入院患者小遣金等出納管理事務取扱要領に基づき、入院患者からの金銭の預かりを実施しているが、返還できない場合の取扱いが規程されていないため、預り金の精算ができず、長期間滞留しているものがあつた。(計3件、54,453円)。</p> <table border="1" data-bbox="513 594 1941 972"> <thead> <tr> <th></th> <th>未精算額</th> <th>退院日</th> <th>転帰</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>19,890円</td> <td>H22. 1. 18</td> <td>死亡</td> <td>家族行方不明</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>15,657円</td> <td>H23. 12. 4</td> <td>退院 (家族同伴)</td> <td>H23. 12. 5 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 1. 4 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 3. 23 自宅に精算依頼の郵送→返事なし H24. 7. 13 自宅訪問→応答なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>18,906円</td> <td>H23. 10. 19</td> <td>無断離院</td> <td>H24. 3. 23 手紙送付 住所不明で返送</td> </tr> </tbody> </table>		未精算額	退院日	転帰		1	19,890円	H22. 1. 18	死亡	家族行方不明	2	15,657円	H23. 12. 4	退院 (家族同伴)	H23. 12. 5 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 1. 4 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 3. 23 自宅に精算依頼の郵送→返事なし H24. 7. 13 自宅訪問→応答なし	3	18,906円	H23. 10. 19	無断離院	H24. 3. 23 手紙送付 住所不明で返送	<p>預り金を適正に管理するため、未収金がある場合の対応も含め、返還できない場合の処理方法を定め、適切に対応されたい。</p>	<p>「入院患者小遣金等出納管理事務取扱要領」を平成28年4月1日付けで改訂し、「未清算小遣金の取扱い」の条項を新設した。今後は、この規定に基づき、適切に対応する。</p> <p>(「未清算小遣金の取扱い」の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退院時に清算ができず、かつ退院後3年を経過しても清算の申出がない場合について、当該未清算金を「未清算小遣金管理台帳」に記帳した上で、「預り金」の勘定科目より他の勘定科目に振替処理を行うことができる。</li> <li>・前項の振替処理を行う場合において、当該未清算患者に医療費の未収金が存在する場合には、その未清算小遣金を未収金に充当することができる。</li> <li>・退院後10年を経過するまでに患者等が清算を求めた場合は、清算に応じることとするが、退院後10年を経過する場合には清算はできない。</li> </ul>
	未精算額	退院日	転帰																				
1	19,890円	H22. 1. 18	死亡	家族行方不明																			
2	15,657円	H23. 12. 4	退院 (家族同伴)	H23. 12. 5 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 1. 4 精算依頼 (TEL) →来院せず H24. 3. 23 自宅に精算依頼の郵送→返事なし H24. 7. 13 自宅訪問→応答なし																			
3	18,906円	H23. 10. 19	無断離院	H24. 3. 23 手紙送付 住所不明で返送																			

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年1月18日、事務局:平成27年11月16日から同月20日まで)

減損処理漏れ

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>精神医療センターにおいて、病院事業の用に供していない状態であって、将来においても使用が見込まれていない汚水処理施設について、地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産減損処理実施要領に基づく減損処理が行われず、72,303千円の減損損失が未計上となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 667 1329 806"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産名</th> <th>取得価額</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>汚水処理場</td> <td>94,501千円</td> <td>72,303千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産減損処理実施要領では減損処理にかかる事務処理を定めており、その中で、固定資産又は固定資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていないときは減損の兆候があると判定し、減損処理を行うこととしている。</p>	資産区分	資産名	取得価額	帳簿価額	構築物	汚水処理場	94,501千円	72,303千円	<p>当該汚水処理場については、遊休資産として速やかに減損処理を行われたい。 また各センターに対し、遊休資産の意味を再度示し、遊休資産の有無を確認した上で、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>精神医療センターの汚水処理場については、遊休状態にあり将来の用途が定まっていないため、平成27年度の決算整理において減損処理を行った。 また、資産管理事務において、取得価額5千万円超の資産については全ての稼働状況を確認するよう、平成27年度決算に係る遊休資産報告書の様式を改正し、各センターに対し、周知徹底を図った。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
資産区分	資産名	取得価額	帳簿価額								
構築物	汚水処理場	94,501千円	72,303千円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）

資産計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>急性期・総合医療センターでは、大阪府から受託した地域医療支援センター運営事業において、契約書で、当該委託事業で購入した物品は大阪府に所有権が帰属すると規定しているにもかかわらず、機構の固定資産として計上していた。</p> <table border="1" data-bbox="492 632 1329 779"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>取得価額</th> <th>期末帳簿価額</th> <th>平成26年度減価償却費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器械備品（28件）</td> <td>24,764千円</td> <td>13,975千円</td> <td>3,535千円</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	取得価額	期末帳簿価額	平成26年度減価償却費	器械備品（28件）	24,764千円	13,975千円	3,535千円	<p>適正な固定資産管理を行うため、除却処理を行うとともに今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地域医療支援センター運営事業に関する業務委託契約書】 大阪府（以下「甲」という。）と地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「乙」という。）とは、地域医療支援センター運営事業（以下「運営事業」という。）に関する業務委託契約を次のとおり締結する。 （略） （物品の帰属） 第20条 乙が委託料の範囲で購入した物品は、甲の所有に帰属し、委託業務が完了したときは物品報告書を別紙様式第3号により作成し、甲に返還しなければならない。</p>	<p>地域医療支援センター運営事業における28件の機械備品については、平成27年中に、急性期・総合医療センターの資産から除却した。</p> <p>監査結果を全センターに周知して注意喚起するとともに、当該事業と類似の大阪府からの受託事業について点検したところ、資産購入を伴う事業が1件あり、事業が終了した段階で所有権が府に移転するものであった（事業継続中のため、現時点の所有権はセンター）。その他については、本件と同様の事案は見当たらなかった。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
資産区分	取得価額	期末帳簿価額	平成26年度減価償却費								
器械備品（28件）	24,764千円	13,975千円	3,535千円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）

資産登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、平成25年度に取得したポータブル対応ワイヤレスデジタルX線撮影装置2台（取得価額合計 16,980,000円）について、独立して使用する固定資産であるにもかかわらず、一体のものとして1つの資産番号で資産登録が行われていた。</p>	<p>資産の登録及び登録内容の修正を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>適正な固定資産管理を行うため、1台目の機器については登録内容の修正を行い、2台目の機器については新たに登録を行った。 また、同様の誤りが起こらないよう、まとめて複数台資産購入するような場合は、発注から資産登録に係る全ての書類にその旨を明記することとした。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）

所有権移転ファイナンス・リース解除物件の除却処理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>成人病センターの所有権移転ファイナンス・リース取引による固定資産2件について、リース契約が終了した旨のリース契約解除報告をもって、当該資産の除却処理を行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 600 1472 905"> <thead> <tr> <th>リース物件名</th> <th>取得価額</th> <th>リース開始年月日</th> <th>リース解除年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内視鏡用Cアーム型X線装置撮影装置</td> <td>41,444千円</td> <td>平成22年2月1日</td> <td>平成27年1月31日</td> </tr> <tr> <td>平面検出器(FPD)搭載型X線透視撮影装置</td> <td>31,196千円</td> <td>平成22年1月1日</td> <td>平成26年12月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 所有権移転ファイナンス・リース取引により資産計上されている固定資産は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理が行われる。</p>	リース物件名	取得価額	リース開始年月日	リース解除年月日	内視鏡用Cアーム型X線装置撮影装置	41,444千円	平成22年2月1日	平成27年1月31日	平面検出器(FPD)搭載型X線透視撮影装置	31,196千円	平成22年1月1日	平成26年12月31日	<p>適正な固定資産管理を行うため、資産の再登録を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方独立行政法人会計基準】 第29 リース資産の会計処理 リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費交付金等債務を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】 (売却又は譲渡) 第16条 固定資産を売却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一 修繕若しくは改造が不可能なとき又は修繕若しくは改造に要する費用が当該資産に相当する資産の取得等に要する費用より高価であると認められるとき。 二 使用年数の経過、能力低下、陳腐化等により新たな固定資産を取得した方が有利であると認められるとき。 三 その他業務にあたり当該固定資産を必要としなくなったとき。 (除却) 第17条 固定資産を除却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一 災害又は盗難等により滅失したとき。 二 前条第1項第1号から第3号までによる売却ができないとき。</p>	<p>誤って除却処理したリース資産について、平成27年度決算整理において、資産台帳への再登録を行った。</p> <p>監査結果を病院機構内で周知して注意喚起するとともに、リースの取引内容が確認できるよう、資産の取得、処分に係る報告書類の様式変更を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
リース物件名	取得価額	リース開始年月日	リース解除年月日												
内視鏡用Cアーム型X線装置撮影装置	41,444千円	平成22年2月1日	平成27年1月31日												
平面検出器(FPD)搭載型X線透視撮影装置	31,196千円	平成22年1月1日	平成26年12月31日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）